

はじめての障がい者雇用

Step1

雇用への理解を深める！

大阪府障がい者雇用促進センター

(大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ)

目次

1

障がい者を雇用するための「5つのステップ」

p3

2

Step1 雇用への理解を深める!

p4~p13

3

障がい者雇用の基本と課題について

p14~p18

4

障がい者雇用を取り巻く環境の変化

p19~p20

障がい者を雇用するための「5つのステップ」

Step1

雇用への理解を深める！

Step2

職務の選定（業務だし）！

Step3

受け入れ態勢を整える！

Step4

募集から採用まで！

Step5

雇用管理と職場への定着！



Step1

雇用への理解を深める！

障がい者について知る

はじめに、障がい者についての理解を深めましょう。ただし、人によって状況は異なるので、個別に理解する姿勢が大切。

社内の理解

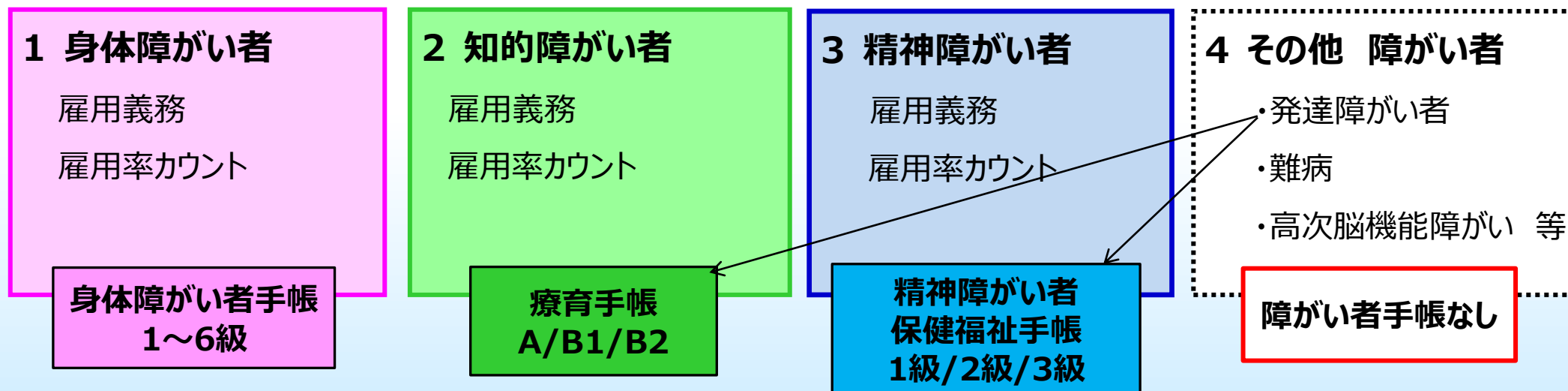
- 障がい者を雇用し、職場に定着してもらうためには、**企業のトップの理解**と同時に**職場で働く人々の理解と支援**が不可欠です。
- 特にトップに対しては「企業の社会的責任」を強調するとともに、**助成金や支援制度**について伝える。
- **研修会や講習会**に参加する。
大阪府障がい者雇用促進センター、労働局等では事業所への出前研修も可能です。

障害者雇用促進法

障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的としている

1	職業リハビリテーションの推進	各機関が福祉、教育、医療の関係機関と連携しながら、障がい者各人の障がいの種類・程度、就労などに関する希望、適性、職業経験等をふまえ職業生活における自立を支援します
2	障がい者に対する差別の禁止等	事業主における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務等
3	雇用率制度の運営・ 雇用納付金制度の運営等	従業員37.5人以上の企業は 障がい者雇用2.7%を義務化 従業員100人超の企業は 雇用率未達成の場合、納付金の支払い 令和8年7月～

障がい者雇用における『障がい者』とは



雇用率制度

実雇用率の算定方法

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
身体障がい者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障がい者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障がい者	1	1	0.5



- ▶ 精神障がい者の算定特例の延長（令和5年4月1日以降）
週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障がい者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、**1カウント**として算定できます。
- ▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）
週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率上、**0.5カウント**として算定できます。

障がい者雇用 除外率制度

- ▶ 令和 7 年4月から除外率が引き下げられました
除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ 1 0 ポイント引き下げられ、
令和 7 年 4 月 1 日から以下のように変わりました。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5 %
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	1 0 %
・港湾運送業 ・警備業	1 5 %
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	2 0 %
・林業（狩猟業を除く）	2 5 %
・金属鉱業 ・児童福祉事業	3 0 %
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	3 5 %
・石炭・亜炭鉱業	4 0 %
・道路旅客運送業 ・小学校	4 5 %
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	5 0 %
・船員等による船舶運航等の事業	7 0 %

全国の障がい者手帳所持者数 ※2

<単位：万人>

<18～64歳>

身体障がい者

416

99

知的障がい者

114

67

精神障がい者

120

85

合計

重複を除くと
650(610)

251

(41.1%)

精神疾患により
医療機関通院・
入院中の患者数は、
600万人弱です。

※1

全国の障がい者雇用の現状について ※3 ※4

「障がい別雇用人数」

<単位：万人>

<民間企業5人以上>

身体障がい者	53
知的障がい者	28
精神障がい者	精神障がい 22 発達障がい 9 （障害者手帳なしを含む）
合計	111



公的機関で雇用：7.97万人
 独立行政法人などで雇用：1.41万人

民間企業5人以上と合わせると、
 120万人強が雇用されていると考えられます

※小数点以下を四捨五入して記載

全国の障がい者雇用の現状について



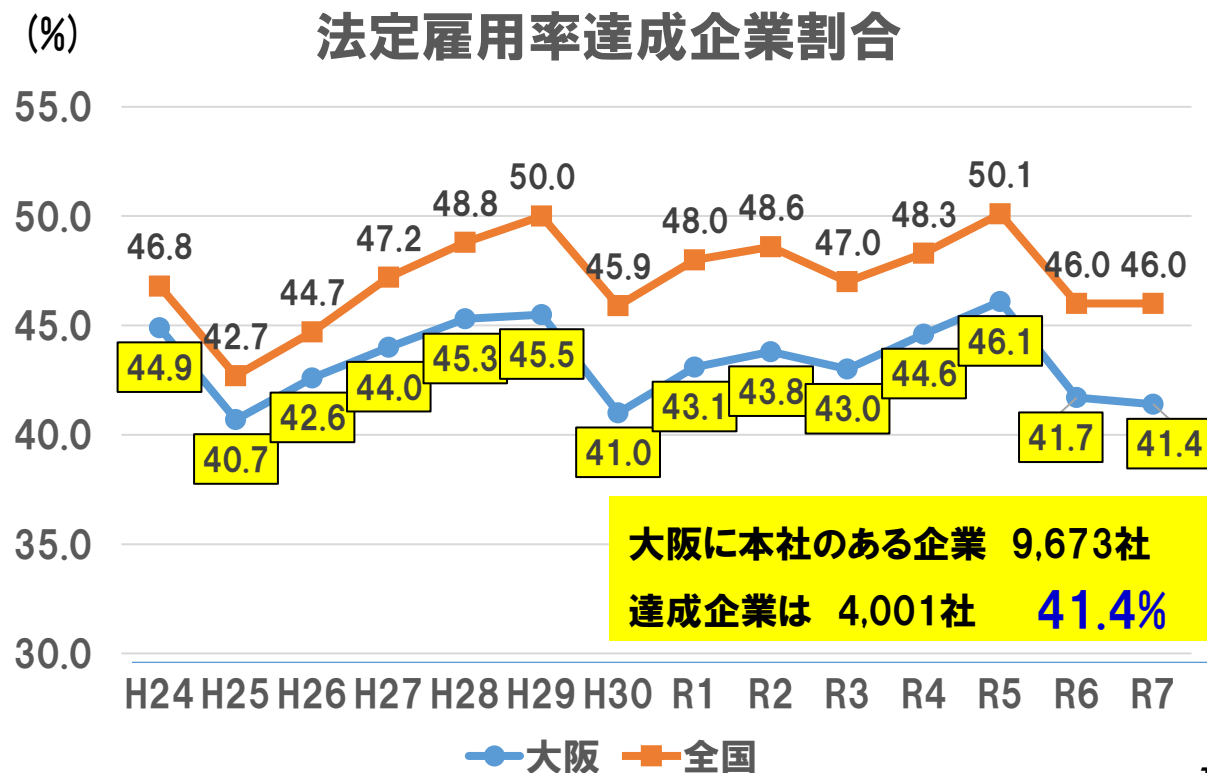
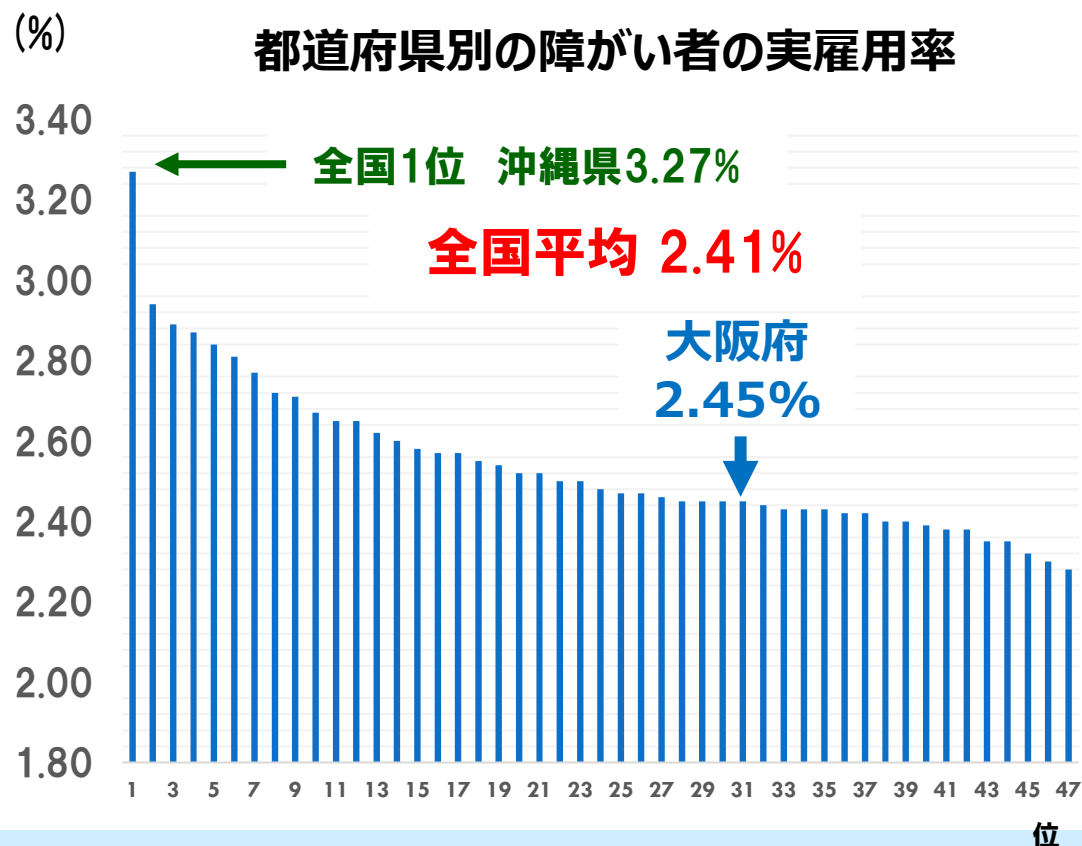
大阪府の障がい者雇用の現状について

「法定雇用率・雇用達成企業」

※3 ※5

実雇用率は 全国**31**位

法定雇用率(2.5%)達成企業割合は
全国**46**位



大阪府の障がい者雇用の現状について ※5

「障がい別の雇用人数」

<民間企業40.0人以上>

身体障がい者	35,417.5人
知的障がい者	13,701.0人
精神障がい者	15,395.5人
合計	64,514.0人

<対前年比：4.0%増>

大阪府の障がい者雇用の取り組みについて

「大阪府障がい者雇用促進センター」の開設（平成21年7月）

事業主等に対して、各種支援制度の活用などの情報提供、障がい者の採用や雇用管理に関する支援や職業紹介、特例子会社の設立についてサポートを行います。

センターの特徴

◆充実の相談支援体制

センターには、民間企業での障がい者雇用に関する経験豊富な人材が常駐していますので、いつでも気軽にご相談いただけます。

◆無料サービス

センターが提供する全てのサービスは、無料でご利用いただけます。

センターのサービス

◇専門家派遣

事業主の課題や悩みに応じた専門家を派遣し、支援します。

◇職業紹介

事業主のニーズに応えるため、求職者とのマッチングを支援します。

◇特例子会社設立支援

大阪府内での特例子会社の設立を全面的に支援します。

◇セミナーや見学会の開催

はじめて障がい者を雇用する事業主向けセミナーや支援学校・職業訓練校・雇用現場の見学など、役立つセミナー・見学会を開催しています。

障がい者雇用の基本と課題について

企業から見た障がい者雇用の課題と対応

1

障がい者雇用に対するトップの認識不足

2

障がい者雇用に対する従業員の経験・知識不足

3

障がい者雇用による事業主への経済的負担

1

障がい者雇用に対するトップの認識不足

課題

障がい者を雇用する風土・社風がない

対応

企業トップの障がい者
雇用への理解が重要

課題

労働局・ハローワークから
事業主トップへの要請
障がい者雇用は、経営への貢献とCSR

トップダウン

企業トップが理解し、
各部門へ雇用を指示する

障がい者雇用
会社の見学等

実習
受け入れ

+

+

2

障がい者雇用に対する従業員の経験・知識不足

課題

はじめての障がい者雇用

様々な障がい種別の方の雇用

「障がい者」の採用から採用後の雇用管理までの経験・知識不足

対応

支援

ハロー
ワーク地域
障害者
職業センター障害者
就業・生活
支援センター福祉
サービス

個別支援内容

特例
子会社障がい者雇用
事業所コンサルタント
会社

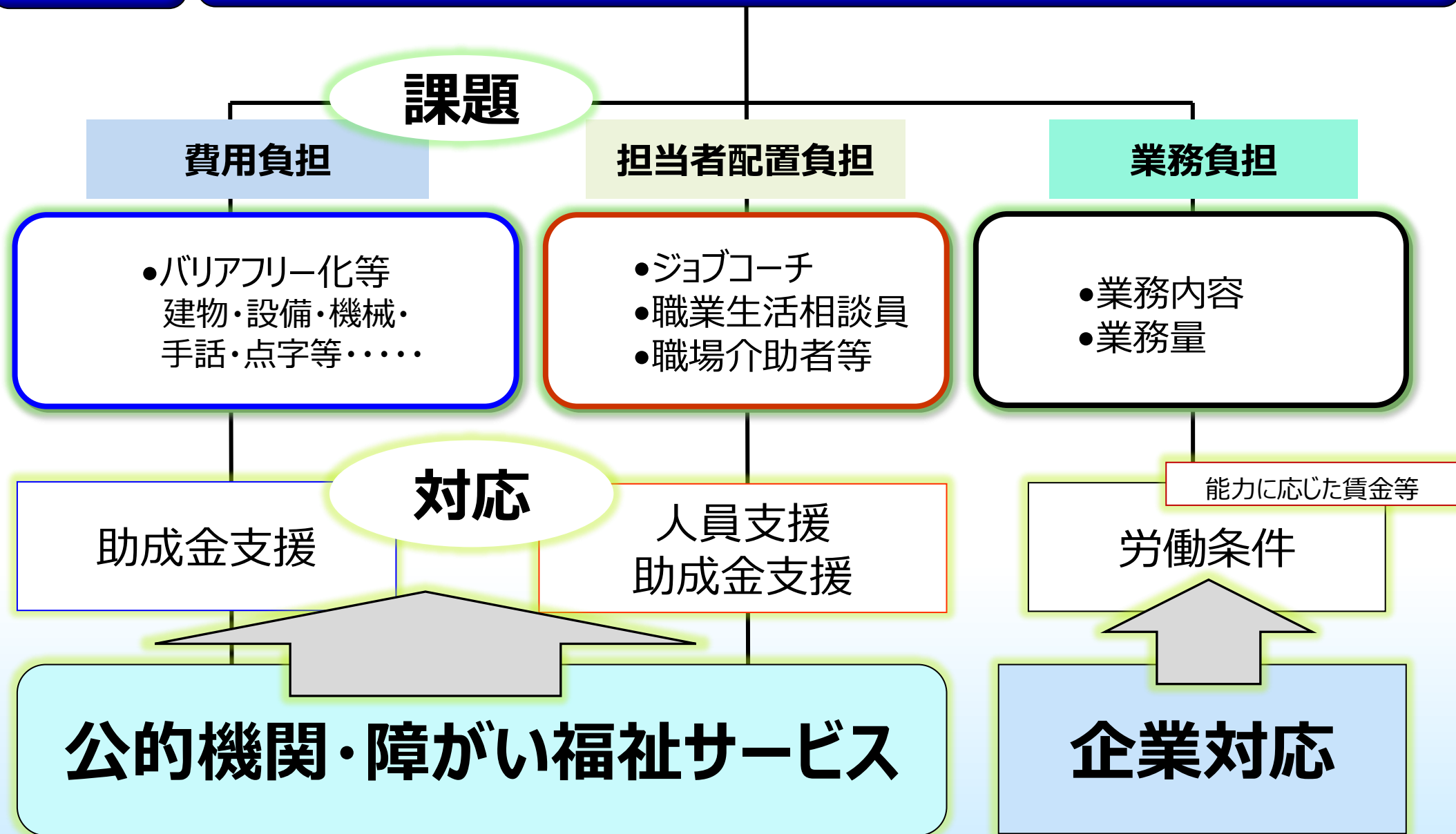
障がい者雇用のノウハウ

公的機関・障がい福祉サービス

企業

3

障がい者雇用による事業主への経済的負担



障がい者雇用を取り巻く環境の変化

障がい者雇用を取り巻く環境の変化

精神障がい者
雇用義務化スタート

H30/4～

障がい者法定雇用率 2.2%にアップ

常用労働者45.5人に1人

R3/3～

障がい者法定雇用率 2.3%にアップ

常用労働者43.5人に1人

R6/4～

障がい者法定雇用率 2.5%にアップ

常用労働者40.0人に1人

特定短時間労働者（週10～20H勤務）
身体・知的障がい者の重度、精神障がい者 0.5カウント

雇用調整金 10人を超えると23,000円に減額
報奨金 35人を超えると16,000円に減額

助成金

①実習受け入れ
5,000円/人/日
指導者：2,000円/時間

②見学受け入れ
5,000円/回/日
対応者：2,000円/時間

R7/4～

障がい者雇用除外率10%引き下げ

R8/7～

障がい者法定雇用率 2.7%にアップ

常用労働者37.5人に1人

R10/4～

障がい者法定雇用率 再見直し年度（・・・%）

ご清聴ありがとうございました。

【参考文献】

- ※1 厚生労働省「令和2年 患者調査」
- ※2 厚生労働省「令和4年 生活のしづらさなどに関する調査」
- ※3 厚生労働省「令和7年 障害者雇用状況の集計結果」
- ※4 厚生労働省「令和5年度 障害者雇用実態調査」
- ※5 大阪労働局「令和7年 障害者雇用状況の集計結果」

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構.「はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～」
<https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/q2k4vk000003kesx.html>